

企画提案説明書

1 事業の概要

(1) 業務名

岡山県障害者権利擁護センター及び岡山県障害者差別解消相談センター運営業務

(2) 業務の内容（詳細は別添仕様書のとおり）

(ア) 岡山県障害者権利擁護センター運営業務

- ① 岡山県障害者権利擁護センターの設置、運営
- ② 障害者虐待防止・権利擁護普及啓発事業
- ③ 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(イ) 岡山県障害者差別解消相談センター運営業務

- ① 障害者差別解消相談窓口の設置、運営
- ② 障害者差別解消の普及啓発及びあいサポート運動の推進事業

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額（見積上限額）

金9,190,471円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

また、業務の内容ごとの委託金額（見積上限額）は次のとおり

(ア) 岡山県障害者権利擁護センター運営業務

- ① 岡山県障害者権利擁護センターの設置、運営 金3,835,179円以内
- ② 障害者虐待防止・権利擁護普及啓発事業 金649,616円以内
- ③ 障害者虐待防止・権利擁護研修事業 金524,920円以内

(イ) 岡山県障害者差別解消相談センター運営業務

- ① 障害者差別解消相談窓口の設置、運営 金3,229,256円以内
- ② 障害者差別解消の普及啓発及びあいサポート運動の推進事業 金951,500円以内

2 企画提案を求める具体的内容

(1) 岡山県障害者権利擁護センター及び岡山県障害者差別解消相談センター運営業務の事業実施計画について事業実施に対する基本的な考え方、取組方針、苦情に対する対応処理、事業実施計画、運営体制について記載すること。

(2) 個人情報の取扱い

事業の実施で知り得た個人情報の取扱いの方針について記載すること。

(3) 経費の見積

事業実施経費内訳（消費税及び地方消費税の額を含む。）を記載すること。

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

（様式第1号）のとおり

(2) 記載上の留意事項

岡山県障害者権利擁護センター及び岡山県障害者差別解消相談センター運営業務に係る業務委託への「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告」（以下「公告」という。）5に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

- (3) 問合せ先
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県子ども・福祉部障害福祉課 障害福祉企画班 担当 土居
TEL：086-226-7343（直通） FAX：086-224-6520
Mail：isupport@pref.okayama.lg.jp
- (4) 提出期間
令和8年3月19日(木)から令和8年3月24日(火)までの9時から17時まで
- (5) 提出先
上記(3) 問合せ先に同じ。
- (6) 提出方法
電子メール又はFAX（令和8年3月24日(火)17時必着）とする。

4 企画提案書に関する事項

- (1) 企画提案書の提出者の選定
期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公告5の応募要件を満たしている者に対し、企画提案書の提出者として選定された旨を書面により通知する。
- (2) 企画提案書の作成様式
（様式第2号）のとおり
- (3) 提出部数
正本1部、副本6部 ※副本についてはコピーでもよい。
- (4) 記載上の留意事項
企画する事業の内容について、具体的に記載すること。
- (5) 問合せ先
上記3(3) 問合せ先に同じ。
- (6) 提出期間
令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの9時から17時まで
- (7) 提出先
上記3(3) 問合せ先に同じ。
- (8) 提出方法
郵送、電子メール又は持参（令和8年3月30日(月)17時必着）とする。
※電子メールの場合、企画提案書等は1つのPDFファイルにまとめること。

5 企画提案書の提出者としての非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかったものに対し、選定されなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から3日以内に、書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法は以下のとおりとする。

る。

- ① 受付場所 3 (3) 問合せ先に同じ。
- ② 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで
- ③ 受付方法 郵送又は電子メールとする。

6 企画提案書の選定

- (1) 企画提案書を選定するための評価
審査基準のとおり
また、別に定める審査要領に基づき選定委員会を設置し、提案書等の内容を総合的に判断し、委託候補先を選定する。
- (2) 結果の公表
審査結果の通知は、文書で行う。
- (3) 企画提案書のプレゼンテーション等
企画提案書の内容について、ヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがあるので、その旨を承知しておくこと。

7 委託候補先としての非選定理由に関する事項

- (1) 企画提案書を提出した者のうち、委託候補先として選定されなかったものに対し、選定されなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1) により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から3日以内に、書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法は以下のとおりとする。
 - ① 受付場所 3 (3) 問合せ先に同じ。
 - ② 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで
 - ③ 受付方法 郵送又は電子メールとする。

8 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加意思確認書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する経費は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差し替えは認めない。
- (5) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。